

# 仕 様 書

## 1 役務の名称

令和5年度 スタートアップ集積促進及び成長支援事業委託業務

## 2 業務の目的及び概要

札幌市では、令和元年度からスタートアップ支援業務を開始したことにより、北海道内の大学や民間企業および行政機関、また、スタートアップ支援関係者などによるスタートアップに対する支援の取組が加速しており、北海道内スタートアップの成長も促進され、北海道全体でスタートアップ気運の盛り上がりを見せている。

令和2年7月には、国の推進する世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略「推進拠点都市」に選定され、国とも連携したスタートアップ支援を進め、大学・民間組織・行政などが連携し、北海道内におけるスタートアップ・エコシステムの形成が進んでいる。

令和5年度以降においては、このエコシステムの更なる成長を促進するため、スタートアップや支援者の集積、リスクマネーの供給や支援人材の不足などへの対応を進めていくとともに、スタートアップの各フェーズにおける成長支援を実施していく必要がある。

本業務は、札幌・北海道において、スタートアップの創出や誘致による集積、スタートアップ支援者の集積、ヒト・カネに対する課題への対応、スタートアップへの成長支援などを通して、札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの促進を図ることを目的として実施する。

## 3 業務委託期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）

## 4 業務内容

以下事業の企画・運営を行うこととし、詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し調整するものとする。

### (1) 業務計画書の作成

業務実施体制や業務スケジュール、業務フロー等をまとめた業務計画書を作成し、札幌市と協議の上、業務を行うこと。

### (2) STARTUP CITY SAPPORO 事務局の運営

札幌市を含めた事務局を構成の上、下記ア～ウの事業を企画・運営する。

企画・運営にあたっては、①大学、民間組織、行政機関のほか、「J-Startup HOKKAIDO」や「エイチフォース」、「チャレンジフィールド北海道」などのスタートアップ支援機関・団体との連携促進、②首都圏における人脈やネットワークの構築などを行うものとし、受託者が2名以上の人員を配置することを想定する。なお、事務局の構成員については、札幌市、受託者以外の参画を妨げるものではないため、企画・運営する上で必要な構成員の提案を可能とする。

#### ア 普及啓発・プロモーションの実施

STARTUP CITY SAPPORO を PR する WEB メディアや SNS を運営するほか、札幌市及び北海道のスタートアップ関連情報を収集し、WEB メディアや SNS、受託者が保有する広報媒体等を活用して、道内外に幅広く情報発信する。WEB メディアにおける掲載記事数は 50 本以上とすること。なお、情報発信にあたっては電子媒体だけでなく、ステッカーやチラシなどの媒体も活用し発信すること。

また、スタートアップ支援機関・団体が開催するイベント等について、札幌市からの指示に基づき広報周知など適宜協力すること。

また、道内の留学生や海外のスタートアップ関係者向けの英語による情報発信ページも運用すること。

#### イ スタートアップ関連イベントへの出展

道外で実施されるスタートアップ関連イベント等に出展することで、札幌・北海道のスタートアップの認知拡大を図り、域外からのスタートアップ企業の誘致や投資の促進につなげる。イベント出展回数は 2 回以上とすること。

また、出展にあたっては事務局員が STARTUP CITY SAPPORO を発信できるよう統一した服装とすること。

また、イベント出展により繋がった関係者をリスト化し報告すること。

#### ウ スタートアップ相談窓口の設置

スタートアップ特有の相談（法務、会計、知財及び資金調達など）に対応できる士業等をリストアップし、当該人材からスタートアップ専門相談員として従事することの了承を得ること。

※相談員の候補は弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、中小企業診断士、ベンチャーキャピタル、金融機関、アクセラレーションプログラム実施事業者などを想定。

スタートアップ相談窓口は、年末年始の週や祝日による影響を除き、少なくとも週 1 回以上の開催、スタートアップ専門相談員を月 8 人以上配置することとし、設置曜日、1 回あたりの設置人数、設置時間帯は札幌市と協議をしたうえで決定すること。

また、札幌市の特定創業支援等事業と連携した動きをすること。

#### (3) 独自提案業務

当該業務の実施に当たり、受託者が(1)～(2)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で追加業務として提案を行うことができるものとする。

#### 5 成果品の納品

受託者は、(1)～(3)の事業を完了したときは、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた完了報告書（電子データ）と事業の各種資料一式（電子データ）を成果品として納品すること。

#### 6 著作権

(1) 受託者は、制作する成果物（印刷物、ロゴ、提出された原稿・データ等すべて）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を委託者へ譲渡するものとする。

(2) 受託者は、委託者が当該制作物及びコンテンツを公共の目的で利用しようとする場合には、委託

者からの通知を前提に、委託者が著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を自由に利用することをあらかじめ承認する。

- (3) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (4) 当該制作物及びコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密（甲及び乙が、相手方に対して秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）について、自己の役員若しくは従業員、弁護士若しくは税理士等の専門家、又は乙の委託先（委託先候補を含む。）以外の第三者に開示がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、受託者は、委託先（委託先候補を含む。）へ秘密情報を開示する場合は、当該委託先（委託先候補を含む。）に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない、また当該委託先（委託先候補を含む。）による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。なお本項は、この契約が終了又は解除された後においても 3 年間存続する。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法令を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。
- (4) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本業務の執行において不明な点や変更点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (9) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

## 8 問い合わせ・成果品納品先

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課（梶原）

TEL 011-211-2379 FAX 011-218-5130 Eメール：startup@city.sapporo.jp